

行動計画、くるみん・フラチナくるみん認定 相談会

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」といいます。）では、従業員101人以上の企業は「一般事業主行動計画」の策定及び都道府県労働局への届出が義務となっています。次世代法改正により法律の有効期限が10年間延長されたことから、行動計画の終期が近づいている企業は、次期行動計画策定・届出の準備が必要となります。

また、一定の要件を満たした企業が、必要書類を添えて申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」を受けることができます。認定を受けた企業は、「くるみんマーク」や「プラチナくるみんマーク」を商品、広告、求人広告などに付けることにより「子育てサポート企業」であることをPRできることとなります。

今までは、「くるみん認定」のみでしたが、平成27年4月1日施行の次世代法改正により、「くるみん認定」のさらに高基準となる、新たな「プラチナくるみん認定」が誕生しました！

法改正によりたくさんのご相談が寄せられているところから、下記の会場で相談会を開催します！「あと10年先までどんな行動計画を作ったらいいの？」「創設されたプラチナくるみん認定を受けるにはどうしたらいいの？」「プラチナくるみん認定を受けたらどうなるの？」等の個別のご相談を承ります！

【相談日・場所】（日によって会議室が違いますので、ご注意ください！）

回	日時	場所	会議室名
第1回	平成27年2月23日（月）	九段第3合同庁舎 （東京労働局）	14階第2会議室
第2回	平成27年3月 3日（火）		11階第2-2会議室
第3回	平成27年3月 9日（月）		14階第1会議室
第4回	平成27年3月12日（木）		11階第4会議室
第5回	平成27年3月19日（木）		11階第4会議室

各回とも、①9：10～10：00、②10：10～11：00、③11：10～12：00、④13：00～13：50、⑤14：00～14：50、⑥15：00～15：50の50分の相談となります。

【対象】

「一般事業主行動計画」の策定・届出に関して相談を希望する企業の人事労務担当者
くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指す企業の人事労務担当者

くるみん認定を受けて、「子育てサポート企業」を目指しましょう！



くるみんマーク



プラチナくるみんマーク

新たに誕生した、「**フラチナくるみん**」です！
マントは、12色から選択できます！
来年度より、プラチナくるみん認定申請が始まります！お待ちしております！

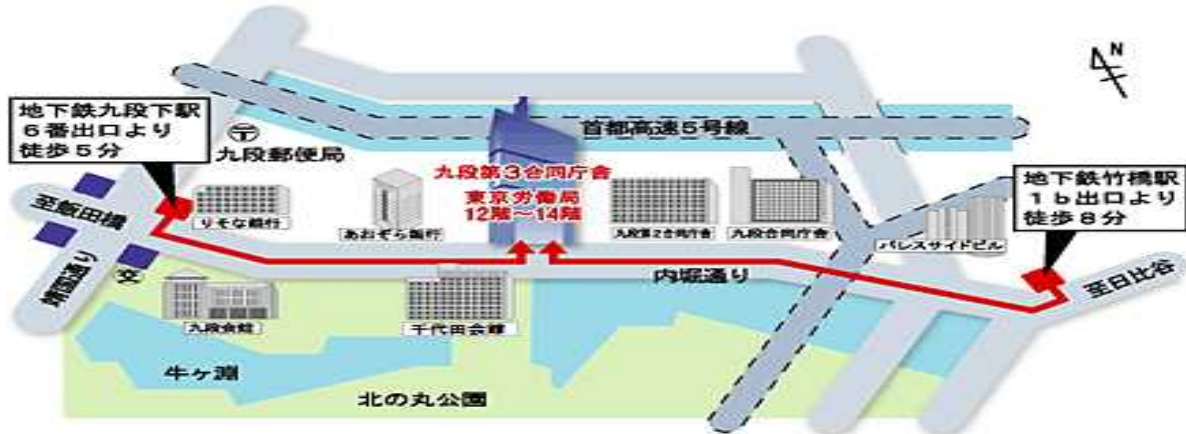
【会場】

○九段第3合同庁舎(東京労働局)

TEL 03-6893-1100

交通機関

- ・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅
(6番出口) 下車徒歩5分



【お申し込み】

完全予約制になります！

相談会の参加を希望される場合は、下記申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記あてお申込みください。

相談の時間を確保できない場合のみご連絡いたします。申込みの日・時間を確保できる場合には連絡しませんので、当日会場へおこしてください。

申込先 FAX 番号 **03-3512-1555**

★FAX 番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

【問い合わせは】 東京労働局雇用均等室 電話 03-6893-1100

～ 参加 申 込 書 ～

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX03-3512-1555

会社名及び 参加者氏名		(企業規模) 人
連絡先(電話)		
希望日 (希望する回に○)	第1回(2月23日)、第2回(3月3日)、第3回(3月9日)、 第4回(3月12日)、第5回(3月19日)	
希望時間 (希望する時間帯に○)	① 9:10~10:00 ② 10:10~11:00 ③ 11:10~12:00 ④ 13:00~13:50 ⑤ 14:00~14:50 ⑥ 15:00~15:50	

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。